



常陸太田市告示第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により，都市計画を変更したので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により，次のとおり告示し，同条第2項の規定により，当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年5月16日

常陸太田市長 大久保 太



記

1. 都市計画の種類
用途地域
2. 都市計画を決定する土地の区域
(1) 常陸太田市
ア 追加する部分
常陸太田市 大字幡町 字幡山，字入台，字瓦屋敷の各一部
3. 縦覧場所
常陸太田市建設部都市計画課

日立都市計画用途地域の変更（常陸太田市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

(常陸太田市)

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考
第一種低層住居 専用地域	約 144 ha	8 / 10 以下	4 / 10 以下	—	—	10 m	割合
	約 127 ha	10 / 10 以下	5 / 10 以下	—	—	10 m	
小 計	約 271 ha						約 43.3 %
第二種低層住居 専用地域	約 4.0 ha	10 / 10 以下	5 / 10 以下	—	—	10 m	
	約 44 ha	15 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	10 m	
小 計	約 48 ha						約 7.7 %
第一種中高層住 居専用地域	約 62 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 62 ha						約 9.9 %
第二種中高層住 居専用地域							
小 計							
第一種住居地域	約 101 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 101 ha						約 16.1 %
第二種住居地域	約 13 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 13 ha						約 2.1 %
準住居地域	約 2.9 ha	20 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 2.9 ha						約 0.5 %
近隣商業地域	約 21 ha	20 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 21 ha						約 3.4 %
商業地域	約 10 ha	40 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 10 ha						約 1.6 %
準工業地域	約 28 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 28 ha						約 4.5 %
工業地域	約 22 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 22 ha						約 3.5 %
工業専用地域	約 46 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 46 ha						約 7.4 %
合 計	約 625 ha						100.0 %

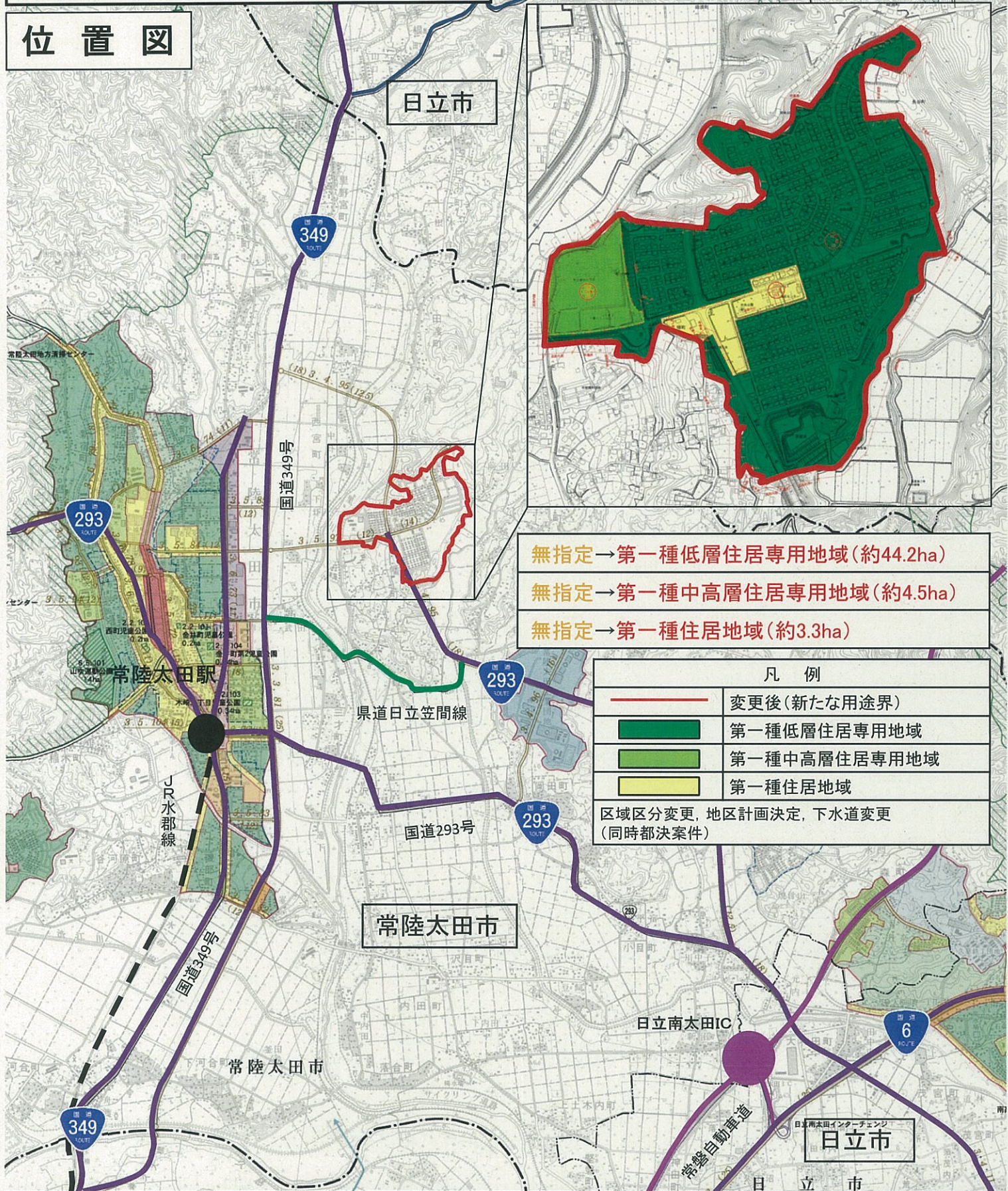
「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由





地区内の住環境の維持・保全を図るとともに、これと調和しつつ近隣住民の生活利便機能の誘導を図るため、本案のとおり用途地域を変更するものである。

(常陸太田市決定)
日立都市計画
用途地域の変更

位置図



- 無指定 → 第一種低層住居専用地域 (約44.2ha)
- 無指定 → 第一種中高層住居専用地域 (約4.5ha)
- 無指定 → 第一種住居地域 (約3.3ha)

凡例	
	変更後(新たな用途界)
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
区域区分変更, 地区計画決定, 下水道変更 (同時都決案件)	